

平成 28 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 3 号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 5 月 25 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 44 年函館市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 6 中「52 万円」を「54 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 10 中「17 万円」を「19 万円」に改める。

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分中「52 万円」を「54 万円」に改め、同項第 2 号中「26 万円」を「26 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「47 万円」を「48 万円」に改め、同条第 2 項中「52 万円」を「54 万円」に、「17 万円」を「19 万円」に改め、同条第 3 項中「52 万円」を「54 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 13 条の 6、第 13 条の 6 の 10 および第 19 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料の基礎賦課限度額等を改定し、および国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に関する基準を改めるため